

益田市林地台帳管理システム保守業務特記仕様書

第1章 概要

第1条 （仕様書の適用範囲）

本仕様書は、益田市（以下、「発注者」という。）と受注者が契約する林地台帳管理システム（以下、「本システム」という。）の保守契約に適用する。

第2条 （使用権の許諾範囲）

本システムの使用における使用権の許諾範囲は、10ライセンスまでとする。

第3条 （システム仕様）

本システムの構成は、LGWAN回線を使用するクラウドシステムとし、特別なソフトウェアをインストールすることなく、発注者のパソコンで使用できるものとする。

第4条 （疑義）

本システムを使用するにあたり、本仕様書に明示なき事項、または疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ適切な利用方法を決定するものとする。

第5条 （個人情報の取扱い）

個人情報を含むデータの取扱いについては、プライバシーマークJISQ15001に則り、取り扱うものとする。

第6条 （借用データの取扱い）

資料及びデジタルデータの情報資産の保護に関して、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001に則って取り扱うものとする。また、データの借用物の管理運用において、受注者は、盗難、不正、事故及び過失を生じさせないよう必要な措置を講じ、情報管理の徹底を図るものとし、個人情報を搬送する際は、機密性を確保し取り扱いについては厳重に注意するものとする。

第7条 （作業項目）

作業項目は以下のとおりとする。

- （1）システム運用支援
- （2）ヘルプデスク対応
- （3）軽微な設定変更

第2章 作業内容

第8条 (システム運用支援)

受注者は発注者に対し、本システムが常時利用可能な状態で稼働し得るよう下記の項目内容のシステム運用支援を行う。

(1) 障害対応

受注者は、本システムの運用に重大な障害が生じたことを認識した際、現象確認に基づき障害の切り分けを実施し、復旧作業、原因の究明をおこない、復旧後は速やかに発注者への報告を行なうものとする。ただし、障害の原因が受注者以外に起因する本システム運用上の問題、または技術的に迅速な解決が困難な場合は、受注者は発注者と協議の上、妥当な解決策を実施するものとする。

(2) データ更新

受注者は、システム搭載しているデータの最新データを調達し、システムに搭載するものとする。予定しているデータは下記のとおり。

なお、データ更新の際に発生した不一致データはリスト化して納品すること。

(1) 森林計画図データ

(2) 森林簿データ

(3) 林地台帳データの内、所有者に関する項目（登記簿データ利用）

(4) 林地台帳データの内、所有者とみなされる者に関する項目（課税台帳データ利用）

(3) 軽微な設定変更

受注者は、島根県が発注者に提供する森林簿・森林計画図データの属性情報変更やレイアウト変更があった場合、システムの設定変更により対応するものとする。

第9条 (ヘルプデスク対応)

受注者は発注者からの、本システムに関する問い合わせの窓口を設け、問合せに関しては迅速に対応を行なうものとする。

第10条 (障害連絡受付)

受注者は障害時における連絡受付の窓口を設置し、発注者からの障害に関する問い合わせを受付け、障害復旧対応に努めるものとする。

第11条 (対応時間)

受注者による障害連絡受付及び障害復旧対応時間は、土日祝日、年末年始（12月29日～1月4日）を除く平日9:00～17:00とする。受注者の営業日以外または障害対応時間外に発生した障害については、翌営業日より対応を行うものとする。

第12条 (保守報告)

受注者は、年に1度、稼働状況の利用状況調査を行い、報告書としてとりまとめ契約期間終了時

に発注者に提出し、報告を行う。

なお、時期については、発注者と協議のうえ、実施するものとする。

第13条 （その他）

本仕様書に定めのない事情が発生した場合においても双方協議の上決定するものとする。